

韓国知的財産ニュース 2016年4月前期

(No. 316)

発行年月日: 2016年4月21日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

http://www.jetro-ipr.or.kr

★★★目次★★★

このニュースは、4月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- ▶ 1-1 商標法施行令の全部改正令案の立法予告 (2016.4.5)
- ▶ 1-2 商標法施行規則の全部改正令案の立法予告(2016.4.5)

関係機関の動き

- ▶ 2-1 公取委、「知識財産権審査課」の新設を推進(2016.4.5)
- ▶ 2-2 国家知識財産委員会、中小企業技術保護総合対策を発表(2016.4.6)
- ▶ 2-3 特許庁、公衆審査専門委員委嘱及び懇談会を開催(2016.4.7)
- ▶ 2-4 特許庁、第17回半導体設計大会を開催(2016.4.8)
- ▶ 2-5 特許庁、済州 IP 創造 Zone を開所 (2016.4.14)
- ▶ 2-6 特許庁、現場中心の出願・登録制度説明会を開催(2016.4.14)
- ▶ 2-7 特許法院、IP事件専門の調停委員会を構成(2016.4.15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

▶ 4-1 サムスン電子、2015年国際デザイン出願で1位(2016.4.11)

その他一般

- ▶ 5-1 現代自動車、特許件数2万件突破(2016.4.4)
- ▶ 5-2 森林病害虫防除技術に関する特許出願が活発(2016.4.4)
- ▶ 5-3 地下上水道管に関する特許出願が増加傾向(2016.4.4)

法律、制度関連



1-1 商標法施行令の全部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2016.4.5.)

商標法施行令の全部改正令案の立法予告

1. 改正理由

商標法の改正(法律第 14033 号、2016.9.1. 施行)を受け、大統領令で委任された事項を規定し、枝条文を独立した条文にすることで全体の条文を改めて配列して法令の体系を全般的に改編するとともに、難しい用語を易しい用語に替え、複雑な文章を簡潔にすることにより国民が法文章を理解しやすくする一方で、現行制度の運用上現れた不備を改善することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 標章の構成方式による類型規定の新設(案第2条)

商標法上標章は、記号、文字、数字、図形、図案、立体的形状、これらを結合し、又はこれらに色彩を結合させたもの、単一の色彩、色彩の組合せ、ホログラム、連続した動作、その他視覚的に認識することができるもの、音・匂い等視覚的に認識することができないもの又は第1号乃至第2号に該当するものであって、商品、商品の包装や容器、商品に関する広告等の特定の位置に表示されることを特徴とするものと規定する。

ロ. 専門機関の業務範囲の拡大(案第11条)

商標専門機関の業務範囲を商標検索と商品分類の他に、商標の使用実態に関する調査、 国際商標登録出願に関する翻訳、商標審査資料の整備・構築等に拡大する。

ハ. 登録商標に関する掲載事項の新設(案第16条)

商標法第82条第3項に基づき商標が登録された場合、登録公告を商標公報に掲載することを大統領令に委任したことを受け、登録された商標の権利者に関する情報等、登録商標に関する主な情報を公告できる細部事項を新設する。

3. 意見の提出



商標法施行令の全部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016年5月16日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:商標審査政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

○ 特許庁商標審査政策課:大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号:35208)

電話番号: (042)481-5377、Fax: (042)472-3468

電子メール: hwon88@korea.kr

1-2 商標法施行規則の全部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2016.4.5.)

商標法施行規則の全部改正令案の立法予告

1. 改正理由

商標法の改正(法律第 14033 号、2016.9.1. 施行)を受け、新たに委任された事項を反映し、難しい用語を易しい用語に替え、複雑な文章を簡潔にすることにより国民が法文章を理解しやすく整備する一方で、現行制度の運用上現れた不備を改善することを目的とする。

- 2. 主要内容
- イ. 商標法全部改正による変更事項の反映
- 1) 法定期間の追加延長規定を新設(案第30条第4項)



商標登録異議申立理由等の補正期間又は審判の請求期間を追加で延長できる回数は 1回、期間は 30 日にする。

2) 出願人自らの補正の範囲を拡大(案第41条)

商標出願書の記載事項のうち、標章に関する説明書の内容を修正し、又は立体商標等の提出図面のうち、鮮明でない図面の修正若しくは交替等を可能にする。

3) 審判手続き中止申請のための書式を整備(案第82条)

審判の当事者が申請をもって、本人の審判事件に影響を及ぼす可能性のある他の審判 又は訴訟の手続きが完結されるまで当該審判手続きを中止できるよう、書式と根拠規定 を整備する。

- ロ. 現行制度の運営上現れた不合理的な点を改善
- 1) 出願人の地理的表示に関する書類提出の重複を解消 (案第36条第5項)

地理的表示と関連し、特許庁と農林水産食品部に出願した者の提出書類のうち、商品の品質、名声等、重複する種類は部処に関係なく、1回のみ提出するようにする。

2) 音商標に関する国際商標登録出願の補正範囲を拡大新設(案第100条)

国際商標登録出願人は音商標を出願するに当たって、音ファイルを提出しなかった場合、これに対する補正を可能にする。

3) 出願人関連名称を変更(案第3条)

「出願人コード」を「特許顧客番号」に用語を変更する。

3. 意見の提出

商標法施行令の全部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016年5月16日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:商標審査政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項



※宛先

○ 特許庁商標審査政策課:大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号:35208)

電話番号: (042)481-5377、Fax: (042)472-3468

電子メール: hwon88@korea.kr

関係機関の動き

2-1 公取委、「知識財産権審査課」の新設を推進

電子新聞(2016.4.5.)

公正取引委員会がタスクフォース (TF)組織である「情報通信技術 (ICT) 専担チーム」を拡大した「知識財産権審査課」の新設を推進する。

複雑・多様化した ICT 分野の不公正行為への対応が目的である。知財権審査課が新設されれば、特許管理専門会社(NPE)やグローバル ICT 企業の特許権の濫用による韓国企業の被害の予防にプラスになると期待される。

4月5日政府によると、公取委は、市場監視局の下に知財権審査課を新設することを 進めている。昨年2月TFの形で構成され運営されているICT専担チームを拡大・常設 組織化する。

公取委が ICT 分野の不公正行為を監視する常設組織を設置するのは、今回が初めてだ。 ICT 産業の成長に伴って不公正行為が増えた現状を反映してのことだ。チョン・ジェチャン公正委員長は 2014 年末の就任以来、ICT 分野の不公正行為に対する監視を強調してきた。

公取委は、すでに一回行政自治部に知財権審査課の新設を要請した経緯がある。昨年 ICT 専担チームの構成段階から常設組織化を念頭に置いたものとみられる。行自部は、組織の拡大の必要性については認めたが、課の新設までは困難と判断した。こうしたことから、今年2月省庁職制改編により、公取委にグローバル ICT 及び製薬会社の独占・ 寡占を監視する担当者2人を増員した。



知財権審査課の新設の再推進は、ICT 専担チームが担当したクアルコム、オラクル関連調査の成果とグローバル知的財産権の濫用の拡大等が係わっている。

公取委は ICT 分野の不公正行為があまりにも複雑・多様で、グローバル企業が係わっている事例が多いため、監視・制裁に専門性が求められるという立場だ。TF の ICT 専担チームだけで対応するには、専門性と人員が足りないからである。

現在 ICT 専担チーム所属の人員は 10 人だが、専担職員は 3 人に過ぎない。公取委の 事務処長(1級)がチーム長職を務め、市場監視局長、市場監視局所属の課長 3 人(市場監 視総括課、サービス業監視課、製造業監視課)が業務を兼務する。

公取委の関係者は、「ICT は専門分野であるため、あらかじめ専門性を備え準備しない と徹底した対応ができない。事件が発生するたびに、関連する課で業務を担当する形で は専門性の確保が難しく、処理するのに時間もたくさんかかる」と説明した。

これまでグローバル ICT 事件は、処理に長い時間がかかった。マイクロソフト (MS)、コンピューター・プログラムの抱き合わせ販売の件は、2001 年通報があってから約5年が経った2006年に制裁の有無を確定した。2006年調査に取り掛かったクアルコムの市場支配力濫用の件も2009年になってようやく最終結論が出た。

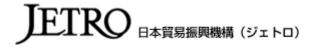
業界の関係者は「業界では、公取委の知財権審査課の新設を歓迎する。特許権を濫用して国内 ICT 企業を攻撃するケースが増えているだけに、公取委の準備が必要だ」と強調した。

行政自治部の関係者は「今月末までに各省庁から組織の新設等に関する意見を受け付ける予定だ。公取委の意見はまだ伝わっていない」と話した。

公正取引委員会 ICT 専担チームの現況及び知財権審査課の構成案

(資料:公正取引委員会)

ICT 専担チーム	知識財産権審査課
-構成時期:2015年2月(運営中)	-人員:最小7人
-目的:ICT 分野のグローバル独占企業によ	-市場監視局内の組織として構成
る市場支配力の濫用を監視	(市場監視総括課、サービス業監視課、製
-構成:10人(専担職員は3人、残りは既存	造業監視課+知識財産権審査課)



の業務と兼務) -役割:知財権の濫用等、ICT 分野における 不公正行為を監視

ユ・ソンイル記者 ysi@etnews.com

2-2 国家知識財産委員会、中小企業技術保護総合対策を発表

電子新聞(2016.4.6.)

悪意のある営業秘密侵害が確認されれば、発生した損害の最大3倍まで賠償責任を負わせる「懲罰的損害賠償制」の導入が進められる。営業秘密侵害の際、罰金も10倍高くなる。 また、全国17の地方警察庁に専担捜査チームを設置する等、中小企業の技術保護政策が画期的に強化される。

政府は今月6日、政府ソウル庁舎にて第16回国家知識財産委員会を開き、このような内容を盛り込んだ「中小企業技術保護総合対策」を審議・確定した。

今回の総合対策には、営業秘密侵害により困難が抱えている中小企業を保護するための大胆な政策がたくさん盛り込まれた。韓国の技術流出の被害規模は1件当たり25億ウォン(2014年時点)と、5年間で2倍以上急増した。また、海外の不法技術流出被害のうち、64%が中小企業に集中し、対策作りが急がれるという指摘だ。

主要政策としては、△懲罰的損害賠償制の導入、△営業秘密構成要件の緩和、△処罰対象の拡大、△罰金の上限額引上等がある。これに向け特許庁は、年内に「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正を推進する。改正案には、悪意のある営業秘密侵害により発生した損害の最大3倍まで賠償責任を負わせ、罰金額も従来より10倍に高める案が盛り込まれる予定だ。

しかし、法改正の過程においては難航も予想される。 特許庁は昨年「特許権侵害」に対して懲罰的損害賠償制の導入を推進したが、国会の立法過程で頓挫した経緯がある。 営業秘密は公開される特許とは違って、△非公知性、△経済的有用性、△秘密管理性が 特徴だが、転職技術者と研究開発者に対する過度な処罰の可能性もあるためだ。

技術紛争事件に対する迅速な対応体制を構築することも主な政策の一つだ。 技術流 出の刑事事件の管轄を高等法院所在の地方法院に集中し、裁判を速かに進行する「集中 審理制」を導入する。これまで特許・営業秘密侵害事件は、判決まで通常1年近くかか

り、被害企業の救済が遅れた。また、政府は技術奪取事件に対する調停制度を簡単に利 用できるように統合事務局を運営して中小企業の効率性を高める方針だ。

中小企業保護対策も強化される。現在運営中の「中小企業技術保護統合相談センター」は、被害の通報もできるようにし、警察庁の産業技術流出捜査チームとホットラインを運営する予定だ。また、警察庁は来年上半期までに17の地方警察庁に専担捜査チームを設置し、検察は、弁理士等の専門人材を特許捜査の諮問官として採用する。公取委は、大企業による技術奪取の根絶に向けて下請法上不当な技術資料の要求や流用行為に対する現場職権調査を実施する。

これとともに、国家中核技術の海外流出の防止にも注力する。政府はロボットや新再生可能エネルギーを始めとする新産業や鉄鋼・造船等についても国家中核技術を新たに指定する案を推進することにした。また、海外進出企業に対する侵害調査と法律諮問の支援を強化する計画だ。

今回の総合対策は今年1月、ファン・ギョアン国務総理の指示以降、タスクフォース (TF) が立ち上げられ、集中的に議論されてきた。ファン国務総理は今回の対策にいつにも増して関心を傾けているという。

ファン国務総理は、「優れた中小企業の技術をしっかり保護することは、創造経済の中核であると同時に中小企業の競争力確保の土台となる。技術流出事件では、流出の初期にどれだけ迅速に対応するかが被害を最小限に止めるカギとなるだけに、通報・相談から捜査・起訴・裁判に至るまで、全ての関係省庁が緊密な協力体制を構築しなければならない」と強調した。

一方、この日、国家知識財産委員会では「第2次国家知識財産基本計画(2017~2021) 策定指針」と「2016 年知識財産イシュー政策化推進計画」の報告が行われた。また、「国 家知識財産施行計画、財源配分方向改善策」も審議・確定された。

ヤン・ゾンソク記者 jsyang@etnews.com

2-3 特許庁、公衆審査専門委員委嘱及び懇談会を開催

韓国特許庁(2016.4.7.)

2016 年 CES (Consumer Electronics Show)で「世界で最もスマートなシューズ」と呼ばれ、注目を集めたスマートシューズは、自動で靴ひもが締まったり、緩んだりすることができるだけでなく、歩行時の移動ルートや消費カロリー、足に加わる衝撃を測定し

てスマートフォンに配信することも可能という。

最近、モノのインターネット(IoT)や3Dプリント技術と融合させた機能シューズの技 術開発が活発化している中、特許庁は4月7日(木)韓国靴皮革研究院にて「機能シュー ズ分野公衆審査*のための審査協議体専門委員委嘱及び懇談会」を開催した。

* 審査官が手に入れ難い現場の多様な技術情報(非特許文献、設計図面、カタログ等) や意見を産・学・研の専門家から受け特許審査に活用する制度

機能シューズ分野の多出願企業の関係者や教授、研究員、弁理士等、専門委員として 委嘱された 28 人は、今後 1 年間特許審査に有用な最新の情報や意見を特許庁審査官と 随時に交換することになる。

この日、専門委員に委嘱されたク・ソンジン弁理士は「機能シューズに関する特許動向」というテーマで発表を行い、伝統的な靴分野は技術成長段階上、すでに成熟期に入っているが、IT機器と連動したスマート靴や透湿・防水等の機能が向上した新素材、3Dプリンティング製造方法等、最新技術を中心にメーカーの技術開発を巡る競争が激しいと話した。

続いて開かれた公衆審査で専門委員らは「センサ、電子モジュール及び通信手段が内蔵され運動及び歩行の情報を着用者にフィードバックするスマートシューズ・ソール」 関連の特許出願について特許庁審査官らと意見を交換した。

特許庁のキム・ヒョンチョル特許審査1局長は「専門委員が提供する現場の技術情報 が特許審査の品質向上や信頼性の向上につながることで、特許紛争に対する懸念を最小 化し、安定的な企業活動に役立つだろう」と期待を示した。

2-4 特許庁、第17回半導体設計大会を開催

韓国特許庁(2016.4.8.)

特許庁は、斬新で優秀な半導体設計技術を発掘し、システム半導体産業界の従事者の 士気を高めるために、韓国半導体産業協会と共同で第17回大韓民国半導体設計大会を 開催すると発表した。

2000年から毎年開催されている本大会は、世界的な半導体大国である韓国における 産・学・研の半導体設計人材が優れた設計技術を競う唯一の政府主催の公募展としてこ

れまで半導体設計分野の人材養成に寄与してきた。

今回の大会は、一般人対象の「チップ設計公募展」と大学(院)生対象の「アルゴリズム設計公募展」に分かれて運営され、半導体設計分野における業績が優れた者を褒賞するための功労者表彰も行われる予定だ。

一般人対象の「チップ設計公募展」は、設計が完成されたチップまたは設計回路を評価する公募展だ。設計者が制作した製品の独創性や性能の優秀性等を総合的に評価して、 受賞作を決める。

「アルゴリズム*設計公募展」は、チップを製作するには費用や時間等が足りない大学(院)生のための公募展となる。大学(院)生がプログラミング言語(C、C++、JAVA、HDL等)を活用して半導体用アルゴリズムを完成すると、設計に盛り込まれたアイデアの独創性やアルゴリズムの優秀性等を評価する方式で運営される。

* アルゴリズム(Algorithm):半導体設計のための公式、段階的手続き等に関する プログラム

提出された作品は専門家で構成された審査委員会が予選及び本選の審査を行い、受賞作品を決定して11月に授賞する予定だ。 受賞作(チップ設計公募展9作、アルゴリズム設計公募展3作)に対しては、賞状と計4,600万ウォンの賞金を授与する。その他にも中小企業庁の技術革新型中小企業(Innobiz、イノビズ)指定評価時に加点を与え、各種技術フォーラムで紹介する機会を与える等、様々な特典が得られる。

最後に、功労者表彰は、半導体設計分野に大きく貢献した人を推薦または申請を受け、 2 人を選定して賞状と計 700 万ウォンの賞金を授与する。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「本大会を通じて、国内半導体設計技術の 向上及び開発の促進を加速化させると同時に、優秀な設計技術人材を発掘することで半 導体産業の競争力を強化できると期待する」と述べた。

2-5 特許庁、済州 IP 創造 Zone を開所

韓国特許庁(2016.4.14.)

特許庁は4月14日済州知識財産センターにて、全国で7番目に「済州(チェジュ)IP 創造 Zone」を開所すると明らかにした。

2014年から運営されてきた「IP創造 Zone」は、地方自治体と協力して全国主要都市*に構築された空間であり、発明・起業等に関する教育から 3D プリンターを使用した試作品の模型製作、アイデアを高度化する専門家のコンサルティング、特許出願、ひいては機関の連携による起業まで支援する知的財産権総合支援窓口である。

* (開所) 2014 年 江原道、光州、大邱、釜山 → 2015 年 仁川、全羅北道 → 2016 年 済州道、忠清南道 (予定)

IP 創造 Zone では、教育、3D モデルの製作、専門家のコンサルティング、特許出願等を無料で支援しており、費用負担なく本人のアイデアを実現できる機会を提供している。

この2年間、計790人が教育を修了し、計290件の特許出願が行われたが、その中ではアイデアを基に製品を発売したり、販売活路を開拓する等の成果もあった。

ク・イェリム氏は、江原 IP 創造 Zone を通じて、知的財産権の教育、専門家のコンサルティング、特許出願の支援を受け、持ち手が分離できるスマート傘*を開発し、中小企業庁のグローバル創業活性化事業の連携支援を受け英国に現地法人を設立した。

* 雨が降る時は傘として使用、晴れた日には傘の持ち手を分離して電灯又は充電機として使用できる傘

チョウ・チュンシキ氏は、全羅北道 IP 創造 Zone を通じて、知的財産権の教育、専門家のコンサルティング、3D 設計支援及び特許出願の支援を受けて、塩を利用したオイル酸敗防止キャップ*を開発し、全州市ローカルフードに納品しており、米国、中国、日本への輸出を準備中である。

* ごま油等オイルのキャップの外観部に塩を入れて設計し、空気との接触を遮断

チェ・ドンギュ特許庁長は「知財権関連機関は不足しているものの、産業財産権の獲得への関心が高い済州地域に IP 創造 Zone が開所され、IP に対する地域住民の需要を応えられることを期待する」と述べた。

- * 産業財産権の出願増加率:1位 世宗(42.41%)、2位 済州(23.7%)
- * 過去 10 年間済州島の出願主体別の割合:1位 個人(49.6%)、2位 企業(30.9%)

また、チェ特許庁長は、「特に、済州道のきれいな自然景観を基にした各種観光産業と連携したブランド・デザインの開発や天然・伝統資源に関するキャラクター・記念品の開発、さらに済州郷土食品に関する特許(例:流通期限延長方法)・デザイン(輸出用器)・ブランド等、新規 IP の創出と創業に済州 IP 創造 Zone が貢献できるだろう」との



期待を示した。

特許庁は、今年中に今回の済州地域のほかに、忠清南道地域に新たに IP 創造ゾーン を開所する予定であり、今後も地域の特性と地域住民の需要を考慮して知的財産権に基づく多様な政府支援策を模索していく予定だ。

2-6 特許庁、現場中心の出願・登録制度説明会を開催

韓国特許庁(2016.4.14.)

特許庁は4月15日韓国知識財産センターにて個人、中小企業、弁理士及び弁理士業界従事者を対象に「現場中心の出願・登録合同説明会」を開催する。

大韓弁理士会と共催する同説明会は、申込書、補正書の作成方法等、出願・登録と関連する手続きや出願・登録の申込時に申込人がよくする間違いについての注意事項等が紹介される。

また、登録申請については、顧客の利便性のために、消滅したデザイン権の回復申請時に、実施*証明書類の提出規定の削除及び加算登録料の引き下げ、デザイン登録後デザイン権を放棄した場合、既に納付した登録料の返還制度の導入など、新たに推進される事項についても案内する計画だ。

* 実施:デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸出・輸出する行為

一方、顧客が現場で経験した不便や出願・登録制度に関する質疑応答の時間も用意されており、顧客とのコミュニケーションを図る計画だ。

同説明会には、個人や企業、弁理士等、知的財産権の出願・登録に関心のある者なら 誰でも参加できる。

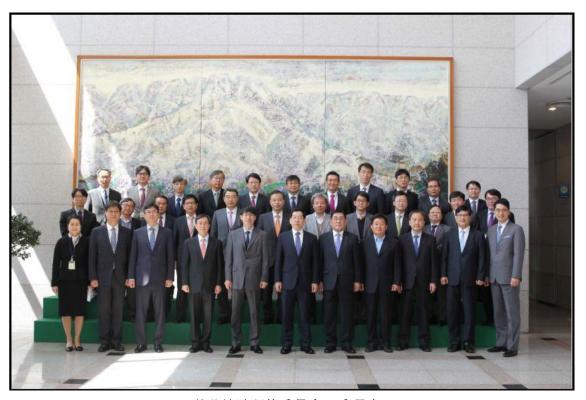
※ 問い合わせ先:特許庁 登録課(042-481-5233)

2-7 特許法院、IP事件専門の調停委員会を構成

特許法院(2016.4.15.)

特許法院は、2016年4月11日特許法院にて調停委員委嘱式を開催した。

特許法院は、今年から管轄する特許権等に関する侵害訴訟において、当事者間の円満な紛争解決を図るために、国内最高の IP 専門家らを調停委員として委嘱した。



<特許法院調停委員会の委嘱式>

キム・ジョンベク元特許法院長、クォン・テクス元特許法院首席部長判事(韓国知的 財産権弁護士協会会長)等、IP 訴訟分野の権威ある法律専門家 16 人とソウル大学のビョ ン・ヨンロ薬学科教授、高麗大学のユン・チョルウォン生命科学科教授等、科学技術分 野の専門家 12 人等、計 28 人で構成された。

IP 紛争事件は、知的財産権の発展ペースが速まっていることに伴い、速やかな解決が要求されるだけでなく、訴訟により企業の営業秘密やノウハウが公開されかねない懸念があるため、非公開で進められる調停による解決が望ましい。

※米国の場合、法院に提訴された事件のほとんどが ADR (調停・仲裁等、代替的紛争解決制度) の手続きにより解決され、全体の事件の1~2%だけが裁判の手続きを踏む。

当院は、IP 紛争事件を早期に調停手続きに回付し、一挙に当事者間の全ての紛争を解決できるよう努力する方針だ。

調停委員会の委嘱式でイ・デギョン特許法院長は「技術的・法律的専門性を高めてい



く一方で、調停手続きの公正性と信頼を向上させ、世界的な水準の IP 紛争解決手続きを提供する計画だ。これにより、当調停委員会が今後アジアにおける IP 紛争解決機構の誕生の種になることを期待する」と意気込みを述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 サムスン電子、2015年国際デザイン出願で1位

韓国特許庁(2016.4.11)

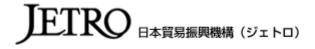
特許庁は、世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)が発表した「2015年、ハーグシステム*を通じた国際デザイン出願分野」で、サムスン電子が1位となったことを明らかにした。

* 一度の出願により簡便に米国、日本、欧州等、複数の国にデザインの登録を受けることができる制度で、韓国は2014年7月に加盟

サムスン電子は 1,132 件を出願し、2 位のスウォッチ (Swatch、511 件)と大きな差をつけ 1 位に上り、ポンケル (Fonkel、438 件)が 3 位、フォルクスワーゲン (Volkswagen、418 件)が 4 位、プロクター・アンド・ギャンブル (Procter&Gamble、369 件)が 5 位となった。 サムスン電子は、国際デザイン出願 1 位だけでなく、米国デザイン登録順位でも過去 3 年間 1 位の座を守り続けている。

一方、国別順位では、韓国が 1,282 件と、ドイツ (3,453 件) とスイス (3,316 件)、フランス (1,317 件) に次いで世界 4 位となり、イタリア (1,186 件) と米国 (1,039 件) がその後を継ぎ、それぞれ 5 位と 6 位に上がった。

韓国が2014年7月にハーグ協定に加盟してから短期間で国際デザイン出願において世界4位と達成した理由は、ハーグ協定の長所が広く認識されることにより、国内大企業等を中心に制度の活用が大幅に増加したためと分析される。



ハーグ制度を利用する場合、各国ごとに出願代理人を指定する必要はなく、一つの言語で手続きを踏むことができるため低コストで済む上、登録されたデザインの権利関係の変動等を一括して処理できる等、個別国に直接出願するより費用と管理の面で非常にプラスになる。

一方、同制度は、これまで主に新規性等、登録要件に対する審査がない欧州諸国を中心に運営されてきたが、2014年7月韓国の加盟をきっかけに、2015年米国、日本等、 実体審査を採用している主要諸国が相次ぎ加盟し、総出願件数が2014年14,441件から 昨年には16,435件と13.8%増加する等、出願量は急速に増えている。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「今回の成果は、短い期間でハーグシステムが成功裏に定着していることを示すもの」とし、「条約に加盟したばかりなので、中小企業による制度の活用はまだ少ないが、今後中小企業もハーグシステムを適切に活用できるよう、輸出中心の中堅企業を直接訪れる等、広報に積極的に取り組む計画だ」との意気込みを示した。

その他一般

5-1 現代自動車、特許件数2万件突破

電子新聞(2016.4.4.)

現代(ヒョンデ)自動車の国内外の特許件数が2万件を超えた。海外デザイン特許も大きく増加した。

現代自動車の事業報告書によると、現代車は2015年12月時点で国内1万6,116件、 海外4,746件等、計2万862件の特許を保有している。前年に比べ国内特許は1,377件、 海外909件増え、それぞれ9.3%と23.7%の増加率となった。





<現代自動車が国内外で保有している特許件数は着実に増加している。 資料:現代自動車事業報告書>

昨年国内外で現代自動車保有のデザイン権は3,534件だった。そのうち、海外でのデザイン権は1,002件と、前年比26.7%増加した。デザイン権はヘッドランプやラジエーターグリル等、単位部品等車の外観に該当する。米国や中国等、諸外国でデザイン権を確保する計画という。



<2014-2015 年現代自動車が保有したデザイン特許数/ 資料:現代自動車事業報告書>

現代車は 2010 年から知的財産権の現況を公開している。現代車が保有した国内外の保有した特許は 2011 年万 3324 件、2012 年 14 千 232 件、2013 年万 6668 件、2014 年万 8576 件だ。

現代自動車が保有した特許はエンジン、変速機、シャシー、車両等、車体の構成に IT を融合させた未来の自動車技術に関するものだ。

自動車と IT を融合し、人と機械間のインタフェース技術である HMI (Human Mchine Interface)、自律走行、モバイル連動サービス等、関連先行特許の確保に力を入れている。

昨年12月、現代車グループはジェネシス・EQ900を発売し、先端走行支援技術(ADAS) 固有ブランド「ジェネシススマートセンス」を披露した。高速道路走行支援や後側方衝 突回避支援システム等、事故を事前に感知する技術である。

ハイブリッドや燃料電池、電気自動車等、エコ車の競争力を確保するための特許出願 も活発化している。

エコカー「アイオニック・ハイブリッド」には、ナビゲーション地図情報を活用した 実走行の燃費向上制御技術を適用した。

現代車グループは、未来型自動車の開発に向けた研究開発に 2015 年から 2018 年まで計 13 兆 3,000 億ウォンを投資する方針だ。自動車技術が IT 中心に変化し、関連特許も急速に増加する見通しだ。

5-2 森林病害虫防除技術に関する特許出願が活発

韓国特許庁(2016.4.4.)

- # 植木日を迎え、森林緑化の重要性が強調されている。森林の公益的価値は 126 兆 ウォン*に達しており、国民1人当たり年間 249 万ウォンの森林の恩恵をを受けていると推算されるという報告書も発表された。最近では、造成された森林を持続的に保存するための技術開発にも関心が高まっている。
 - * 国立森林科学院「2014年基準森林公益機能評価」

森林の重要性が増し、森林破壊の主な原因とされる病害虫防除のための環境配慮型技術開発が注目を集めている。これまで森林病害虫防除技術は、化学的殺生物製剤関連の技術開発中心から環境配慮型防除技術へと、トレンドが変化してきていることが分かった。

特許庁によると、2006 年から 2015 年までの 10 年間、森林病害虫防除技術に関する特許は計 344 件出願された。 2006 年 29 件だった特許出願件数は着実に増加し続けたが、2011 年 54 件をピークに減少傾向に転じた。これは化学的殺生物製剤関連の出願件数が

急減したためと分析される。

* 特許出願件数:29 件(2006 年)→47 件(2009 年)→54 件(2011 年)→28 件(2013 年) →28 件(2015 年)

化学的殺生物製剤関連の出願件数は 2011 年の出願件数全体(54 件)の 74.1%(40 件)を 占めた。以降急激に減少し、2015 年(28 件)は全体の 14.3%(4 件)を占め、割合が減少し た。

一方、環境配慮型防除技術(誘引用トラップ、天然物製剤、生物学的防除)の割合は急激に増加している。2011年出願件数全体(54件)の11.1%(6件)に過ぎなかったのが2015年(28件)には64.3%(18件)まで増えた。

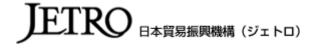
* 環境配慮型防除技術出願件数:6 件(2011 年)→8 件(2012 年)→8 件(2013 年)→11 件 $(2014 \text{ F}) \rightarrow 18 \text{ 件}(2015 \text{ F})$

環境配慮型防除技術の例としては、捕獲器の中にフェロモンを位置させ、捕獲器から 放出されるフェロモンで害虫を誘引して除去する技術がある。フェロモンとは、マツバ ノタマバエやマツ材線虫等の昆虫が交尾等のために相手を誘引するときに放出する物質 のことだ。この技術は、森林の土壌や植物に化学物質による悪影響を与えずに病害虫を 防除できるという長所を持っている。

もう一つの事例は、昆虫又は線虫の内臓等に感染されると毒性を発揮するは微生物を 利用した生物学的防除に関する技術がある。この技術の特徴は、特定の昆虫又は線虫だ けを除去できるため、他の動植物には被害を与えないという点にある。

この 10 年間、森林病害虫防除技術(344 件)のうち、化学的殺生物製剤に関する技術は全体の 56.7%(195 件)と最も高い割合を占めた。環境配慮型防除技術のうち、昆虫を誘引して殺虫するトラップに関する技術が 11.3%(39 件)、銀白楊の抽出物と四君子の抽出物等の天然物を利用した殺生物製剤に関する技術が 9.9%(34 件)、寄生天敵や微生物を利用した生物学的防除に関する技術が 8.1%(28 件)だった。その他の技術(14.0%、48 件)は、病害虫の感染有無を確認するキット、害虫防除用の電気衝撃機、病害虫発生木の活用方法等がある。

特許庁のク・ボンギョン農林水産食品審査課長は「山に木を植えて森林を造成することも重要だが、森林の生態系を健全に保ち、造成された森林を安全に保全していくことも非常に重要だ。こうしたことから今後、環境にやさしい病害虫防除技術はさらに発展していくだろう」と述べた。



5-3 地下上水道管に関する特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2016.4.4.)

特許庁は、地下上水道管漏水感知技術に関する特許出願が持続的な増加傾向にあることを明らかにした。

環境部の上水道の統計によると、2014年1年間、韓国で生産・供給した水道総量は 6,214百万m3で、このうち実際有効水量¹は5,514百万m3であり、漏洩電力比は11.1% と、相当な量の水道が漏水している。

これまで水道メーターを過ぎて建物内の給水管で漏水が発生する場合には、水道料金の加算で使用者による申告及び補修が行われてきたが、地下に埋設された上水道管の区間で漏水が発生する場合には漏水探知が困難という問題点があるため、これを解決する技術が開発されてきた。

特許庁によると、2000年から2007年まで計45件に過ぎなかった地下上水道管漏水感知技術に関する特許出願は、2008年から2015年まで計83件と、増加し続けている。これは漏水率を下げようとするニーズに応えたものとみられる。

全体の出願を出願人別に見ると、中小企業(47%)の割合が最も高く、次に個人(31%)、 大学/研究所(14%)、大企業(8%)の順だった。全体的に大企業、中小企業、大学/研究所の 出願は増加しているのに対し、個人の出願は大幅な減少傾向にある。

地下水道管の漏水を探知するためのセンサーの種類別では、水分による電気抵抗の変化を測定する導電センサーを使用する場合が最も多く、音響センサー、振動センサーがその後を継いだ。

漏水現象は水資源の損失になるだけでなく、圧力損失による追加的な加圧設備の設置 費用の増加により深刻な経済的損失をもたらし、漏水が発生した管路周辺の土質の弱体 化等を招き、上水道管の維持・管理を困難にする。

特に、上水道管の漏水は日照りが続く場合、水不足を悪化させかねないという点で、費用だけでなく、公共福祉に係る重要な問題となる。

特許庁の関係者は「地下水道管の漏水感知技術分野は、中小企業の力がよく発揮でき

¹ 有効水量は、総供給水量のうち、使用上有効と認められる水量のこと。有収水量(料金が科された水道量)+有効無収水量(料金が科されない水道量)



る分野であり、国内だけでなく、上水道環境が劣悪な開発途上国における需要も高まる ものと予想されるため、市場の先取りに向けた国内/海外特許確保や商用化を通じた競争 力強化が求められる」と強調した。

過去のニュースは、http://www.jetro-ipr.or.kr/ をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsbscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム